

平成二十年
十月 中

秋 田 県 公 報 目 錄

第二千十八号から
第二千十六号まで

公示番号	題	名	公報番号	日
	例			
五二	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	号外一	一〇
五三	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	秋田県議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	号外二	ク
五四	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行細則	一〇一八	三
五五	知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例	秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	一〇二〇	一〇
五六	秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則	一〇二六	三二
五七	市町村への権限委譲の推進に関する条例の一部を改正する条例	秋田県表彰規則の一部を改正する規則	号外二	ク
五八	秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例及び秋田県公的医療機関等設備整備基金条例の一部を改正する条例	秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則	四二四	四二四
五九	秋田県准看護師免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例	秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則	四二五	四二五
六〇	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	秋田県生活保護法による介護機関の指定	四二六	四二六
六一	秋田県立自然公園条例の一部を改正する条例	生活保護法による指定介護機関の変更	四二七	四二七
六二	秋田県立自然公園条例の一部を改正する条例	道路区域の変更	四二八	四二八
六三	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定	四二九	四二九
六四	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画事業の事業計画の変更の認可	四三〇	四三〇
六五	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出	四三一	四三一
六六	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画の変更予定及び都市計画の争議行為の予告	四三二	四三二
六七	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	額の承認	四三三	四三三
六八	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	争議行為の予告	四三四	四三四
六九	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画の変更予定及び都市計画の争議行為の予告	四三五	四三五
七〇	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	額の承認	四三六	四三六
七一	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	争議行為の予告	四三七	四三七
七二	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画の変更予定及び都市計画の争議行為の予告	四三八	四三八
七三	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	額の承認	四三九	四三九
七四	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	争議行為の予告	四五〇	四五〇
七五	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画の変更予定及び都市計画の争議行為の予告	四四一	四四一
七六	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	額の承認	四四二	四四二
七七	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	争議行為の予告	四四三	四四三
七八	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画の変更予定及び都市計画の争議行為の予告	四四四	四四四
七九	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	額の承認	四四五	四四五
八〇	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	争議行為の予告	四四六	四四六
八一	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画の変更予定及び都市計画の争議行為の予告	四四七	四四七
八二	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	額の承認	四四八	四四八
八三	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	争議行為の予告	四四九	四四九
八四	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画の変更予定及び都市計画の争議行為の予告	四五〇	四五〇
八五	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	額の承認	四五一	四五一
八六	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	争議行為の予告	四五二	四五二
八七	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画の変更予定及び都市計画の争議行為の予告	四五三	四五三
八八	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	額の承認	四五四	四五四
八九	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	争議行為の予告	四五五	四五五
九〇	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画の変更予定及び都市計画の争議行為の予告	四五六	四五六
九一	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	額の承認	四五七	四五七
九二	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	争議行為の予告	四五八	四五八
九三	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画の変更予定及び都市計画の争議行為の予告	四五九	四五九
九四	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	額の承認	四五一〇	四五一〇
九五	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	争議行為の予告	四五一一	四五一一
九六	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画の変更予定及び都市計画の争議行為の予告	四五一二	四五一二
九七	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	額の承認	四五一三	四五一三
九八	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	争議行為の予告	四五一四	四五一四
九九	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画の変更予定及び都市計画の争議行為の予告	四五一五	四五一五
一〇〇	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	額の承認	四五一六	四五一六
一〇一	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	争議行為の予告	四五一七	四五一七
一〇二	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画の変更予定及び都市計画の争議行為の予告	四五一八	四五一八
一〇三	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	額の承認	四五一九	四五一九
一〇四	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	争議行為の予告	四五二〇	四五二〇
一〇五	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画の変更予定及び都市計画の争議行為の予告	四五二一	四五二一
一〇六	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	額の承認	四五二二	四五二二
一〇七	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	争議行為の予告	四五二三	四五二三
一〇八	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画の変更予定及び都市計画の争議行為の予告	四五二四	四五二四
一〇九	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	額の承認	四五二五	四五二五
一〇一〇	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	争議行為の予告	四五二六	四五二六
一〇一一	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	都市計画の変更予定及び都市計画の争議行為の予告	四五二七	四五二七
一〇一二	秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例	額の承認	四五二八	四五二八

教育委員会告示	教育委員会規則						
一六 教育委員会会議の開催	二三 学校教育法施行細則の一部を改正する規則	一四 秋田県立特別支援学校学則の一部をする規則	改正する規則	一三 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則	一二 土地改良区の役員の就任の届出	○土地改良区の定款変更の認可	○物品調達契約に係る一般競争入札の実施 二件
一一八	一一九	一〇一〇	一〇	一七	一七	一七	一七
三	二二	二五	二八	二四	二四	二二	一九
一四	二件	一四	一四	一四	一四	一四	一四
一〇一〇	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
一〇	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
一〇二二	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
一〇二一	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
一〇二〇	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
一〇二三	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
一〇二二	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
一〇二一	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
一〇二四	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
一〇二五	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
一〇二六	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
一〇二七	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
一〇二八	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク

選挙管理委員会告示					
八一	個人演説会を開催することができる施設の指定	二〇二二〇	一〇	二〇二六	三一
八二	政治団体の設立の届出	二〇二一〇	一〇	二〇二六	三一
八三	政治団体の届出事項に異動があった旨の届出	ク	ク	ク	ク
八四	政治団体の解散の届出	ク	ク	ク	ク
八五	政治団体の収支に関する報告書	ク	ク	ク	ク
八六	公職の候補者の資金管理団体の届出	ク	ク	ク	ク
八七	公職の候補者の資金管理団体の異動の届出	ク	ク	ク	ク
八八	公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出	ク	ク	ク	ク
八九	政治団体の収支に関する報告書の修正について	ク	ク	ク	ク
人事委員会規則					
○人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則	二〇二一〇 一〇	二〇二二〇	一〇	二〇二六	三一
○平成二十年度警察官採用試験公告	二〇二五 二八	二〇二二〇	一〇	二〇二六	三一
監査委員会公示送達					
一三 監査結果の公表	号外一 二〇二六	三〇 三一			
一四 監査結果の公表					
○土地収用事件裁決書の公示送達	二一〇一八	三			
海区漁業調整委員会指示					

二 漁業法によるはたはた採捕の制限		一一〇二一六	三一
正	誤		
○平成二十年十月三日付け目次の正誤		一一〇一九	
○平成二十年十月十七日付け秋田県告示第四百三十六号の正誤		一一〇二五	
		二八七	

發行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円（税込）
購読料金

印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原五番二十九号
電話(020)8766-7766
FAX印刷二十九号
E-mail:natsubara@matsubaransatsu.co.jp
繁雄号